

福島県
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
(ニホンジカ)

令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで

1 背景及び目的

福島県内のシカについては、近年、尾瀬への侵入・被害に留まらず、会津地方全域や中通り地方まで生息域が拡大し、拡散抑制に寄与している東北自動車道の東側の地域でも捕獲されるなど、分布の拡大が懸念される。また、生息密度も増加傾向となっており、今後、さらにニホンジカの分布拡大や密度の増加が予想され、ニホンジカによる植生への影響や農林業被害の増加が懸念される。

ニホンジカによる自然植生への影響については、尾瀬国立公園の特別保護地区及び周辺地域の湿原植物群落で問題になっているが、磐梯朝日国立公園内の磐梯山方面にも拡大し、シカの移入初期段階から増加相への移行段階であることが示唆されている。また、農林業被害については、令和3年度には過去最高の10,511千円を記録し、令和6年度は4,254千円の被害が発生しており、その生息地の拡大とともに農作物への被害増加が懸念される。

福島県内ではシカの生息数、生息密度の増加や生息域の拡大する急増期に入っている。農業被害や生活環境及び森林生態系への影響が高密度地域を中心に確認されているが、今後は更なる被害の拡大が懸念される。

したがって、地域ごとの生息密度に応じたシカ対策を実施し、生息密度の低減、被害軽減及び生息域の拡大を防止する必要があるが、原発事故以来、狩猟意欲が低下して狩猟者や捕獲従事者が減少・高齢化しており、農業生産活動等の人為活動が停滞していることとも関連して、ニホンジカの生息数増加につながっていると考えられる。

平成22年度以前は捕獲数や被害も少なく、ニホンジカがいなかったか、いても低密度であったと推測されるが、ニホンジカの捕獲数は、平成24年度以降、有害捕獲、狩猟捕獲とも増加傾向にあり、令和6年度の捕獲数は3,472頭となっている。その捕獲地点は、ほとんどが南会津であるが、県中、県南、会津においても捕獲頭数が増加している。県内のシカ個体数推定に当たっては、糞塊密度、ボイストラップ調査や区画法調査等の結果を密度指標とし、環境省による全国のシカ個体数推定の方法に沿って、ハーベストベースドモデルを基本とした階層ベイズモデルを用いて推定した結果、11,672頭（令和6年度秋時点）と推定されている。

ニホンジカの個体数管理を推進するためには、現在以上に捕獲を強化する必要があり、有害捕獲や狩猟捕獲で不足する捕獲数については、指定管理鳥獣捕獲等事業により対応することとする。実施地域については、「尾瀬の植生を保全するためのシカ対策（第5期計画）」により実施されてきた※尾瀬地区及び尾瀬地域及びシカの生息拡大の恐れのある地域における捕獲を指定管理鳥獣捕獲等事業において行うこととする。（尾瀬地区については環境省が捕獲を行う。）

また、捕獲数については、ニホンジカ管理計画（第3期）に基づき、県・市町村・猟友会など関係機関が緊密に連携しながら、狩猟捕獲・有害捕獲・指定管理鳥獣捕獲により、息数、生息密度の増加や生息域の拡大する急増期に入っているシカを減少傾向に転じるまで捕獲を強化していく必要年間3,500頭以上の捕獲に取り組むこととする。

併せて、より効果的な捕獲を行うため糞塊密度調査や拡大最前線地域におけるICT機器等を活用した捕獲等を実施する。また、事業の効果や得られた知見については、令和8年3月に策定したニホンジカ管理計画（第3期）で掲げた目標と比較し、リスクマネジメントに基づく予防的管理を実施していく。

※尾瀬地区 「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会」において設定された、尾瀬国立公園の尾瀬特別保護地区、御池田代特別保護地区及び特別地域並びにこれらの区域に隣接する区域のうちニホンジカによる影響を受けやすいと考えられる区域

尾瀬地域 「尾瀬地区」の周辺地域

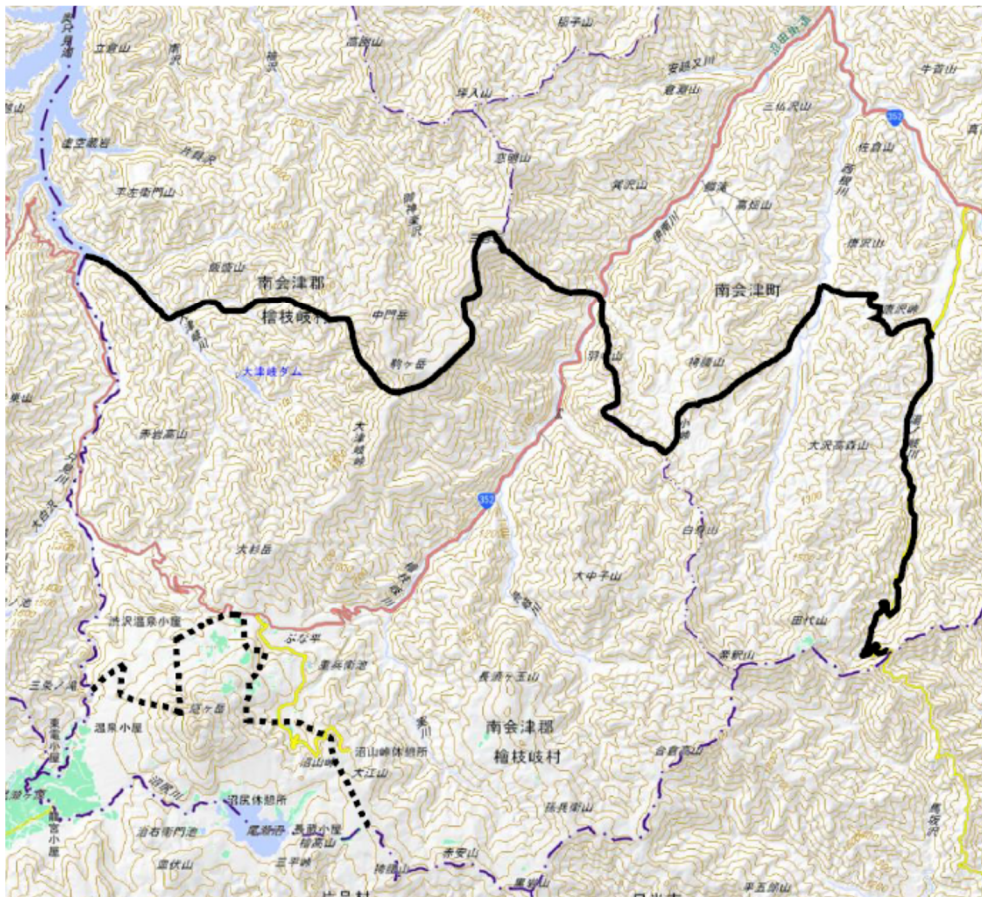


図1 尾瀬地区、尾瀬地域

※ 点線部分より南西の福島県の区域 … 尾瀬地区

※ 点線部分より北東かつ実線部分より南西の福島県の区域 … 尾瀬地域

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

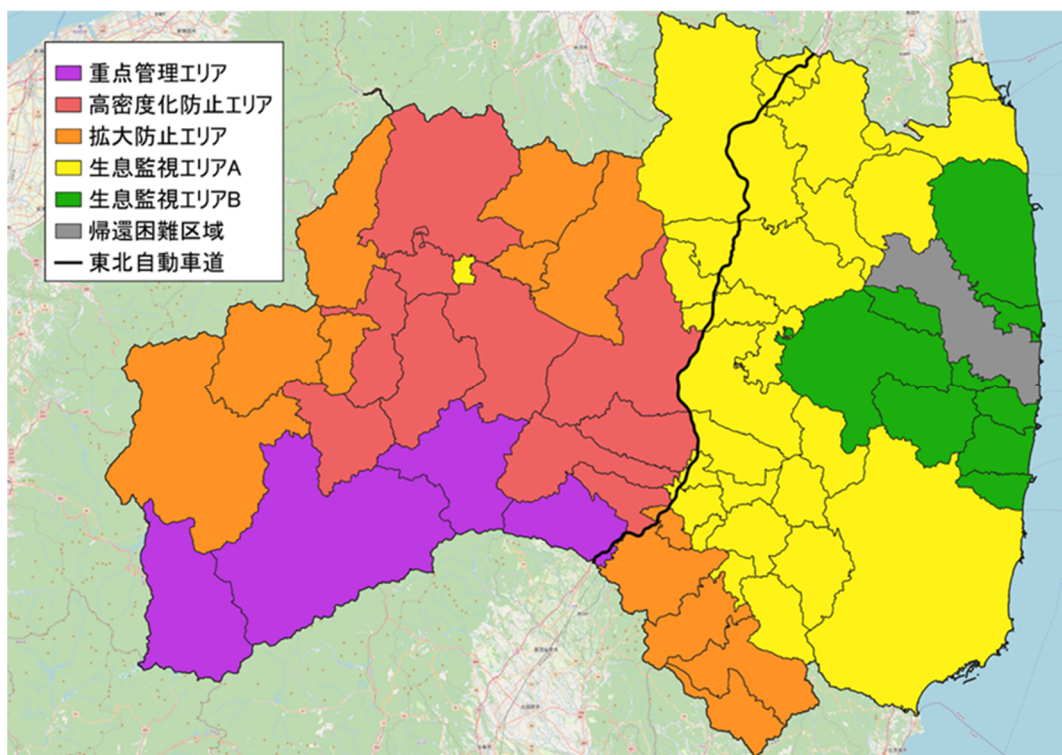
実施区域名	実施期間
県北、県中、 県南、会津、 南会津(田代山 地域を含む)	令和8年4月1日～令和9年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和8年4月1日～令和9年3月15日

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
重点管理 エリア	下郷町、檜枝岐村、南会津町、西郷村	生息密度が高い重点管理エリアを始め、生息数拡大が確認されているエリアで、今後農林業被害の増加、森林植生への影響の増大が予測されるため、捕獲の強化を図る。 また、尾瀬地域では、特にシカによる食害の影響を受けていることから、希少な自然環境の保全のため、捕獲の強化を図る。	福島県鳥獣保護区 鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域 尾瀬国立公園 日光国立公園 磐梯朝日国立公園
高密度化防止 エリア	郡山市（東北自動車道以西）、須賀川市（東北自動車道以西）、天栄村、白河市（東北自動車道以西）、喜多方市、会津若松市、会津坂下町、会津美里町、柳津町、昭和村		
拡大防止 エリア	白河市（東北自動車道以東）、泉崎村、棚倉町、矢祭町、塙町、北塩原村、猪苗代町、磐梯町、西会津町、三島町、金山町、只見町		
生息監視 エリアA	福島市、伊達市、国見町、桑折町、川俣町、二本松市、大玉村、本宮市、郡山市（東北自動車道以東）、須賀川市（東北自動車道以東）、鏡石町、三春町、小野町、玉川村、平田村、石川町、浅川町、古殿町、矢吹町、中島村、鮫川村、湯川村		
生息監視 エリアB	田村市		

(※) 「尾瀬地区」は環境省が指定管理鳥獣捕獲等事業等により捕獲

実施区域図



6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
重点管理エリア	銃猟（巻狩り、忍び猟等を想定） わな猟（くくりわな、囲いわな等を想定）	従事者 26,217 人日程度 わなの架設基数等、詳細は受託者と調整のうえで決定する。
高密度化防止エリア		各エリア従事者 3,918 人日程度 わなの架設基数等、詳細は受託者と調整のうえで決定する。
拡大防止エリア		
生息監視エリア A		
生息監視エリア B		
拡大最前線地域 (効果的捕獲事業)		秋～冬期に捕獲を行う。詳細は受託者と調整のうえで決定する。
尾瀬地区 (環境省事業)	銃猟（忍び猟及び待機射撃） ・ライフル銃を主に使用 わな猟（くくりわな等） ○ライフル銃の使用が必要な理由 尾瀬ヶ原では見通しの良い平坦な地形が多く、シカに接近することが困難であることから、300m程度離れた遠距離から射撃可能なライフル銃の使用が必要な場合がある。また、尾瀬ヶ原では上述の理由により視認性が高く、安全確保の面においても、他の地域と比べライフルが運用しやすい地形であることから、安全に捕獲作業に取り組むことが可能である。	銃 275 人日程度 わな 5,000 基日程度

※重点管理エリア及び高密度化防止エリアにおいては、1メッシュあたり 150 基のわなを 150 日間設置することを推進し、捕獲圧の強化を図る（福島県ニホンジカ管理計画(第3期)：年間捕獲目標 3,500 頭以上（指定管理/有害/狩猟）、うち実施エリアごとの指定管理鳥獣捕獲等事業は総数 1,700 頭以上）。

※銃猟においては非鉛製銃弾を使用（ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒を防止するため、捕獲個体を速やかに処分する等の適切な措置を講じること。）

② 作業手順

・作業手順

準備作業

- ①処分方法（焼却、埋却、両方）の確認を行う。
- ②必要機材の点検・準備を行う。
- ③わな設置場所の選定を行い、設置箇所を記録する。

捕獲作業

（銃猟・わな猟共通）

- ①作業前に従事者によるミーティングを行い、作業手順や安全管理について確認を行う。
- ②作業は2名以上を標準として行う。

（わな猟の場合）

- ①わなの設置（標識表示）を行う。
- ②わなを見回り、捕獲状況の確認を行う。
- ③捕獲されている場合は安全に留意し、止めさしを行う。
- ④錯誤捕獲個体については、「錯誤捕獲時の対応」に基づき、適切に処理を行う。

（銃猟の場合）

- ①周囲の確認を行い、見通の悪い場所や灌木越しでの発砲をしない。
- ②発砲の際は矢先の確認を行う。
- ③半矢にした場合は追跡して極力回収を行う。

処理作業

（銃猟・わな猟共通）

- ①捕獲個体のデータ（捕獲年月日、捕獲（わな設置）場所、性別、体長、体重）を記録し、写真撮影（全身が映るように）を行う。

また、シカ密度指標となる捕獲効率（CPUE）、目撃効率（SPUE）を評価するために、銃猟においては出猟日ごとに出猟人数・出猟場所（ハンターメッシュ）・シカ目撃数・捕獲数を、わな猟においてはわな設置地点（ハンターメッシュ）ごとにな設置（架設）台日数・シカ捕獲数を記録する。

- ②捕獲個体を焼却または埋却場所に搬入し処理を行う。

・鳥獣保護区における捕獲

1月から7月は猛禽類の繁殖時期にあたるため、これらの生息が確認されている場所では、止めさしを除いて猟銃は使用しない。

また、鳥獣保護区における捕獲について、猟犬の使用は禁止するとともに、希少な野生獣類が生息している場合は、くくりわなは使用しない。

・安全管理

受託者は、捕獲及び捕獲個体の処分について各作業手順に従事者に徹底させるとともに、次に掲げる関係機関との連絡体制について整備する。

県、市町村、焼却施設管理者、警察、消防、医療機関 等

また、米ぬか等による誘引は、クマが生息する地域においてクマの誘引、錯誤捕獲に繋がることから、安全に配慮して検討すること。

・錯誤捕獲時の対応

ニホンシカ以外の獣が錯誤捕獲された場合は、原則として放獣する。

ただし、指定管理鳥獣であるイノシシが捕獲される可能性がある場合には、事業受託者は予め捕獲許可を取得し、捕獲した場合は適切に処分する。

くくりわなによるクマの錯誤捕獲については、錯誤捕獲防止のためクマが生息する場所での捕獲を控え、錯誤捕獲が発生した場合は作業者の安全を考慮して対

応を決定する。

また、カモシカが錯誤捕獲された場合は特別天然記念物を所管する教育事務所等と連携し放獣に努める。

・捕獲個体の回収方法

捕獲個体は地形等の関係から回収不能の場合を除き、すべて回収し適切に処分する。

・捕獲個体の処分方法

実施区域の関係者と協議の上、一般廃棄物として焼却又は埋設する等適切に処理する。また、放射線モニタリング調査のため、検体として必要な部位については回収し県へ提出する。

・捕獲情報の収集および評価

事業受託者から捕獲に係る各種記録を収集し、専門家の意見も踏まえ、捕獲数や捕獲位置情報のほか、捕獲等の方法などの結果から、目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性を検証し、改善すべき事項の検討を行うものとする。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項

尾瀬地区に限って捕獲等をした個体の放置を可能とする（ただし、尾瀬地区は環境省が指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲を実施）。

ただし、銃猟にあつては、鉛弾を使用しないこととし、放置した個体又は放置個体に誘引された鳥獣等により発生する生態系、住民や公園利用者の安全、生活環境又は地域の産業への影響に十分配慮すること。

(3) 夜間銃猟に関する事項

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

・事業主体

福島県、環境省

・実施形態

委託

・委託先

認定鳥獣捕獲等事業者

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

県は、市町村を通じて住民や関係者に対し事業内容について周知を図る。

必要に応じ事業実施区域周辺に注意を促す看板等を設置し、山菜採りや登山等で入山した住民の安全を確保し、事故等の発生がないよう万全を期す。

また、受託者は、銃猟実施時の立入規制措置や監視方法を定めるとともに、わな設置時の注意喚起看板等の掲示を行い、住民の安全を確保する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

公道、社寺境内、墓地においては、わなの設置は控える。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 市町村等との協議、調整

生息頭数が多い南会津管内4町村（南会津町、檜枝岐村、下郷町、只見町）及び生息が拡大しつつある会津管内3市町村（会津若松市、北塩原村、猪苗代町）については、福島県と7市町村が「会津地域ニホンジカ対策推進協議会」を作り、お互いが情報を共有し、指定管理鳥獣捕獲等事業の円滑な実施を図る。

また、八溝山を中心とする福島県、茨城県及び栃木県の3県境地域においてもニホンジカの目撃がされているため、「福島茨城栃木連携捕獲協議会」が実施する生息状況調査の結果を活用するとともに、本事業で得た情報を協議会にフィードバックするなど、相互に連携しながら効果的な対策を図る。

田代山地域を含めた南会津地域での指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、「南会津・日光地域広域捕獲計画」に基づき、栃木県と広域的に連携し、効果的に実施する。

(2) 事業において遵守しなければならない事項

連絡用無線機は適切な機器を選定するとともに、使用に当たっては電波法令を遵守し、適切な使用に努める。

(3) 事業において配慮すべき事項

捕獲事業におけるメッシュごとの捕獲努力量（延べわな台日）及び捕獲頭数に関する情報を収集し報告すること。

捕獲した個体がやむを得ず回収できず、猛禽類等の採餌等により鉛中毒被害が生じることを防ぐため、可能な限り鉛弾を使用しないよう努める。

また、埋設処分の際には水源等への影響が無いよう努める。

(4) 地域社会への配慮

県及び受注者は、実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会とのあつれきが生じないよう配慮する。

鳥獣管理について広く周知を図り、捕獲等の必要性について理解が得られるよう努める。